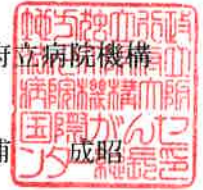


令和1年9月30日

関係者各位

地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪国際がんセンター
総長 松浦 成昭



消費税法改正に伴う治験費用の対応について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日より消費税および地方消費税率（以下、併せて「消費税」）が10%に変更となります。治験に係る費用につきまして、消費税率8%込みでご請求していましたが、税率変更に伴いご請求を下記のとおりとさせていただきます。

当センターとしましては、税率変更等のお手続きを取り交わさずに新税率にて計算された金額に読み替えるものとします。

しかしながら、消費税率に関する覚書の締結等、貴社で取り決めや必要なお手続きがございましたら、当センター各担当者までお知らせください。

敬具

記

1. 四半期請求において、2019年10月期（2019年7月～9月実績）請求分については、旧税率8%で計算された金額を請求する。
2. 令和元年9月30日以前に契約締結した試験の終了時の精算については、終了報告書の提出日の税率で計算された金額を請求する。
3. 「治験実施に係る画像複写及び提供に関する費用」および「腫瘍組織スライド作成に関する費用」については、その受け渡し日における税率で計算された金額を請求する。

以上

問い合わせ先 TEL : 06-6945-1181

担当 : 川上（内線 4244）榎本（内線 4242）原田（内線 4245）